**平成２２年（フ）第９３９号**
栃木県芳賀郡益子町大字前沢984番地２
債務者　森嶋　信子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１７２号**
栃木県足利市本城２丁目1825番地、前住所栃木県足利市上渋垂町394番地３
債務者　福島　正光
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第２３５号**
栃木県足利市今福町374番地１　ファーストハイツ今福105
債務者　田沢みどり
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１３４号**
熊本県八代市上日置町2697番地７
債務者　岡田　順一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時10分
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第９３４号**
栃木県宇都宮市砥上町1122番地　県営砥上住宅３号棟13号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字寺渡戸69番地１
債務者　長岡　美香
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１２９号**
長野県小諸市大字柏木253番地１　ホクトＡ202
債務者　越智東洋彦
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第１３２号**
長野県佐久市三河田86番地３
債務者　山下　隆弘
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第５４５号**
愛知県豊田市山之手10丁目19番地　山之手ハイツＡ301号
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８２８号**
愛知県豊田市上野町４丁目５番地５　サンシティシバタⅡ101号
債務者　持田　克美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第７１９号**
岡山市北区一宮4552番地
債務者　津田　三郎
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８２１号**
岡山市北区富田411番地２　マンション貴315
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８２４号**
岡山市南区藤田669番地72
債務者　大久保長子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８５１号**
岡山市中区海吉1418番地１　メゾンノールＢ棟103号室
債務者　能美　優子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８６４号**
岡山県倉敷市児島下の町２丁目２番16号
債務者　諫山　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２１４８９号**
東京都板橋区徳丸５丁目20―13―202　エイトハウスⅡ
債務者　濱崎　政則
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部